

家畜衛生とかけ

令和2年5月発行
北海道十勝家畜保健衛生所



ホームページアドレス : <http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/top.htm>

豚熱(CSF)について

平成30年9月、我が国において26年ぶりに豚熱(CSF)が発生し、令和2年4月末時点で、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県の豚またはいのししの飼養農場において58例の発生が確認されています。また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚及びいのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務となっています。

令和元年10月15日に、飼養豚への豚熱(CSF)の予防的ワクチン接種を可能にする新たな防疫指針が施行されたことを受け、野生いのししにおいて感染が確認されている12県(岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、富山県、石川県、滋賀県、群馬県、静岡県)、野生いのししの感染拡大が想定される8都府県(茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、京都府、奈良県)及び飼養豚において新たに本病の発生が確認された沖縄県において接種が開始されています。さらに、令和2年4月30日付けで大阪府、兵庫県、和歌山県がワクチン接種推奨地域に追加され、現在の接種推奨地域は24都府県となりました。

道内への侵入防止及び飼養豚への感染防止のため、飼養衛生管理基準の遵守の継続をお願いします。

アフリカ豚熱(ASF)について

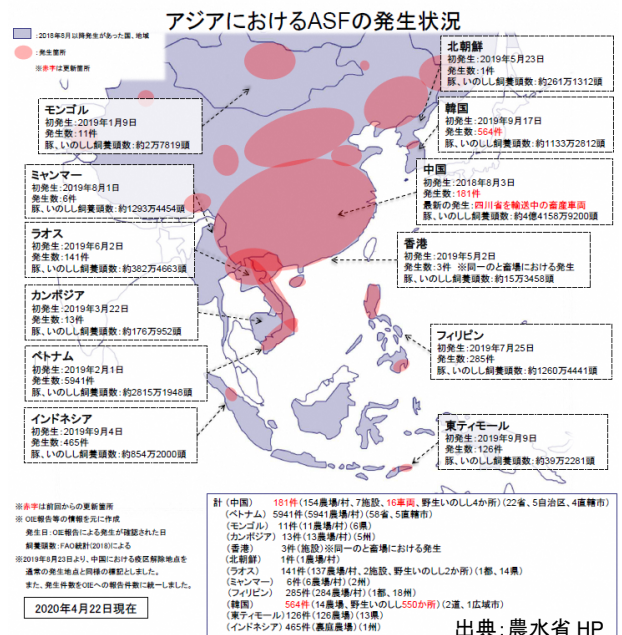
平成30年8月、中国で初となるアフリカ豚熱(ASF)の発生が確認され、アジア各国に急速に拡大しています。

本病は、ウイルスが豚やいのししに感染し、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死性の高い伝染病です。本病に有効なワクチンや治療法はなく、「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務づけられています。

また、海外からの旅客が日本に持ち込んだ豚肉製品の一部からは、令和2年2月21日現在、88例(内、新千歳空港11例)の遺伝子陽性事例が確認されています。さらに、平成31年1月25日、中国から持ち込まれた豚肉製品4件についてウイルス分離を行ったところ、2件から生きたウイルスが分離されました。これにより、実際に感染力を持つウイルスが水際まで到達していたことがわかり、本病の国内への侵入リスクは高まっています。

◆豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)に関する特定症状について◆

豚の所有者や獣医師が異常豚を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所に通報が必要な症状(特定症状:豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)を疑うべき症状)が定められています。次の特定症状がみられた場合、直ちに家畜保健衛生所へ通報をお願いします。立入検査を実施しますので、通報から検査陰性が確認されるまで、豚の移動等の自粛をお願いします。



【特定症状】

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
 - 同一畜房内(又は畜舎)において、次の①～⑦のいずれかの症状を示す豚が、概ね1週間程度の期間に増加している
- ① 発熱(40℃以上)、元気消失、食欲減退
 - ② 便秘、下痢
 - ③ 結膜炎(目やに)
 - ④ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
 - ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良(いわゆる「ひね豚」)
 - ⑥ 流死産等の異常産の発生
 - ⑦ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 同一畜房内(又は畜舎)において、複数の豚が突然死亡することが、概ね1週間程度の期間に増加
 - 血液検査で、複数の豚に白血球数の減少(1万個未満/ μ L)又は好中球の核の左方移動が確認



元気がない



結膜炎



耳翼の紫斑

出典：農水省 HP

◆豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)の侵入を防ぐため、次を徹底しましょう◆

- 肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたもの(攪拌しながら90℃60分以上又はこれと同等以上の加熱処理・加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう措置が講じられている等)を用いること。処理が行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用
- 飼養豚の看視の強化と早期発見・通報
- 入退場時の人・車両消毒の徹底
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底

◆指針変更について◆

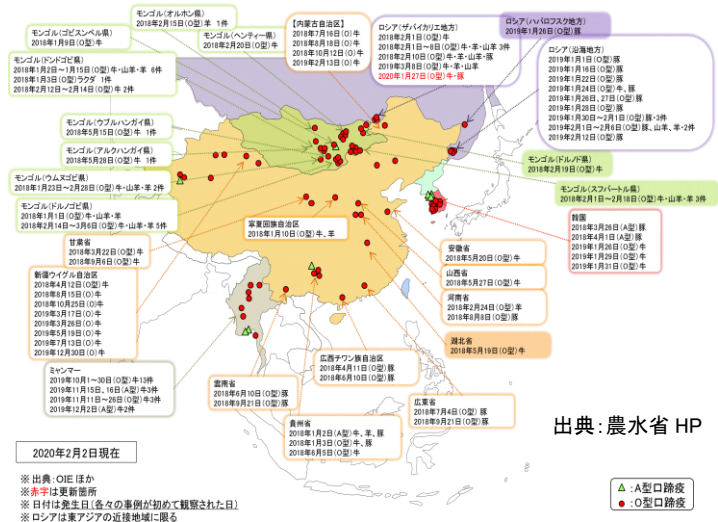
令和2年2月5日、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成25年6月26日農林水産大臣公表)が変更され、新たに「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」が施行されました。詳しい情報については下記の農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/katiku_yobo/k_bousi/index.html

海外悪性伝染病の発生について

〈口蹄疫〉

平成22年に発生した宮崎県の口蹄疫から10年がたちました。アジアの近隣諸国では依然、口蹄疫の発生が続いています。今一度、関係者以外の立入制限や消毒体制の維持など飼養衛生管理基準の再徹底並びに初動対応の再確認を行い、引き続き本病の侵入防止対策に努めていただくようお願いします。万が一、本病の特定症状を発見した場合には、早期通報をお願いします。

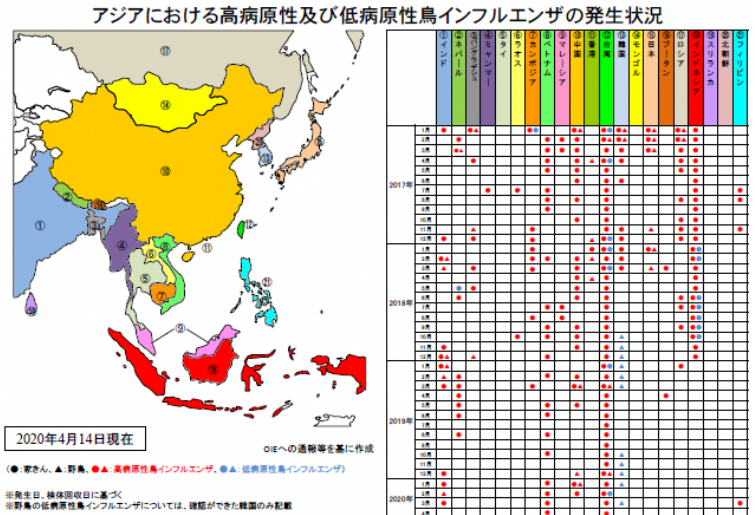


〈高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ〉

今シーズン国内での発生はありませんが、令和元年11月～12月にかけて野鳥の糞便から複数の低病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N2、H5N3及びH7N7亜型)が検出されました。

高病原性鳥インフルエンザについては、平成30年1月以降国内での発生はありませんが、近隣諸国では令和2年も引き続き発生が報告されています。

畜産関係者の皆様におかれましては、引き続き、人や野生動物を介した農場への進入防止のため、飼養衛生管理基準の遵守の継続をお願いします。万が一、異常家きんを発見した場合は早期通報をお願いします。



出典：農水省 HP

◆海外における発生状況は下記の農林水産省ホームページをご覧ください◆

(口蹄疫)

http://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/katiku_yobo/k_fmd/

(鳥インフルエンザ)

<http://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/>

監視伝染病発生状況(令和2年1月～4月)

〈法定伝染病〉

病名	畜種	北海道		十勝		
		戸数	頭数	戸数	頭数	発生市町村
ヨ一ネ病	牛	81	159	41	89	音更町、士幌町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、足寄町、浦幌町、帯広市
	めん羊	0	0	0	0	

〈届出伝染病〉

病名	畜種	北海道		十勝		
		戸数	頭数 (と畜場)	戸数	頭数 (と畜場)	発生市町村
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	21	39	10	18	士幌町、上士幌町、清水町、大樹町、幕別町
牛ウイルス性下痢・粘膜病(疑症)	牛	1	7	0	0	
牛白血病	牛	99	186 (88)	20	67 (46)	清水町、芽室町、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町、帯広市

破傷風	馬	1	1	0	0	
サルモネラ症	牛	6	21 (2)	4	23	士幌町、鹿追町、広尾町、幕別町
サルモネラ症	豚	1	3	1	3	幕別町
馬鼻肺炎	馬	8	10	0	0	
豚丹毒	豚	1	11 (11)	0	0	
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊	1	1	0	0	

※令和2年4月末日現在（全道は3月末現在）

※（ ）内はと畜場発生数、数は内数

令和2年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査日程

今年度の計画は下表のとおりです。

検査の円滑な運営について、皆様のご協力をよろしくお願いします。

※ 新型コロナウイルスの影響により、5月の検査は一時中止となりました。



事業名	市町村名	実施予定時期
乳用牛のヨーネ病検査 牛のブルセラ病及び結核病全国的清浄性 確認サーベイランス を併せて実施	大樹町	4・11月
	清水町	調整中 ※
	芽室町	6月
	帯広市	7・8月
	中札内村	9月
	士幌町	10月
	上士幌町	10・11月
	本別町	11月
	幕別町 忠類	令和3年 1・2月
肉用牛のヨーネ病検査 牛のブルセラ病及び結核病全国的清浄性 確認サーベイランス を併せて実施	豊頃町	6月
	帯広市	8月
	新得町	9月
	陸別町	9月
	更別村	12月
家きんサルモネラ症の検査	清水町	4・8月
	新得町	7・10月
蜜蜂の腐蛆病検査	十勝管内全域	8月

家畜伝染病予防法の一部改正について

家畜伝染病予防法が一部改正され、令和2年4月3日に公布されました。家畜の所有者の皆様に関わる主な改正点は次のとおりです。家畜の所有者の皆様におかれましては、改正内容についてご承知いただくとともに、引き続き飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いします。



●家畜の所有者の責務の明確化（施行日：令和2年4月3日）

【第2条の2 家畜の所有者の責務】

- ・家畜の所有者は、家畜の伝染病の発生の予防とまん延を防止することについて、第一義的責任を有していること
- ・家畜の所有者は、家畜の伝染病の発生の予防とまん延を防止するために、必要な知識と技術の習得に努め、飼養衛生管理等を適切に実施すること

●飼養衛生管理基準の遵守に係る措置の拡充（施行日：令和2年7月1日予定）

【第8条の2 衛生管理区域における消毒設備の設置等の義務】

- ・家畜の所有者は、衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置
- ・衛生管理区域に出入りする人、車両の消毒
- ・衛生管理区域に持ち込みまたは区域外に持ち出す物品の消毒

【第12条の3の2 飼養衛生管理者】

- ・家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理者を選定
- ・飼養衛生管理者は、従業員等、衛生管理区域に出入りする者を管理し、飼養衛生管理基準の周知と教育、訓練を行う
- ・家畜の所有者は、飼養衛生管理者に必要な研修を受けさせる等、知識と技術の習得・向上が図れるよう努める

令和2年度 防疫演習について

●十勝管内家畜伝染病防疫演習について

今年度、音更町総合体育館において、高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した集合施設及び農場テントの設置・運営等の演習の開催を予定しています。開催日時については、決定次第ご連絡しますので、積極的な参加をお願いします。

●市町村別の防疫演習について

今年度も市町村単位での演習を実施しますので、希望される場合は当所又は振興局農務課までご連絡ください。希望が多数の場合には、調整させていただく場合があります。

また、地域に向けて当所から演習を提案する場合がありますので、積極的な参加をお願いします。



定期報告書について

家畜の飼養者は、毎年、2月1日現在の家畜の飼養状況等について、知事に報告することが定められています(家畜伝染病予防法第12条の4)。

- 牛、馬、めん羊、山羊、豚などの飼養者：毎年4月15日まで
- 鶏、あひる、うずら、きじなどの飼養者：毎年6月15日まで



本書は農場の衛生管理の徹底や、悪性伝染病などの初動防疫のために重要な報告であり、未提出の場合は罰則の対象となります。

また、各種(ヨーネ病、BSE、BVD-MD及び牛白血病等)の補助金助成事業においても法令遵守が条件となっています。

ご理解をいただき、期日までに提出いただくようお願いします。

飼育動物診療施設の開設・開始・変更届等の届出様式が変わりました

令和2年3月31日、「獣医療法施行細則の一部を改正する規則(北海道規則第55号)」が公布され、飼育動物診療施設の開設届等の様式が変わりました。

～主な変更点～

✓ 診療施設開設/開始届出書

- 診療施設の構造設備が基準を満たすかどうか確認するため、「必要な設備」、「調剤設備」、「消毒設備」の有無を記載する欄を追加
- 使用する主な医療器具及び機械の「品目・数量」を記載する欄を追加

✓ 届出事項変更届出書

- 「変更年月日」を記載する項目を追加

新施設の開設、届出事項を変更した場合は **10日以内に届出が必要**ですので、お忘れなく！
各種様式は下記の北海道農政部生産振興局畜産振興課 HP からダウンロードできます。

→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/vet/kaisetsujoukyou.htm>

病性鑑定材料の採材・送付の注意点

●病性鑑定材料を送付する前に・・・

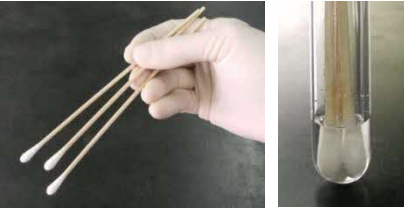
呼吸器病や下痢症をはじめとする疾病原因の特定には、発生状況や症状の拡がり方などが重要となります。依頼書には以下の情報を記載し、検査材料と併せて**冷蔵**で送付してください。搬入前に頭数等の事前の連絡を頂けると受付がスムーズです。

【検査個体の情報】 個体識別番号、品種、性別、生年月日、初妊又は経産の別、等

【発生経過】 カルテの写し、血液検査データ、ワクチン接種歴、群に広がっているか、等

また、検査には症状に応じた検査材料(下痢の検査では糞便、呼吸器病検査では鼻汁)が必要です。以下の表を参考にいただき、採材し忘れないようご注意ください。

1 目的別

	搬入材料	採材道具	採材量及び頭数	採材方法・注意点
呼吸器病原因	鼻汁 血清 全血	綿棒 採血管(フレン) 採血管(EDTA)	<p>○綿棒は1頭につき3本採材 (ウイルス、細菌、マイコプラズマ用)</p>  <p>○集団発生の場合は複数頭 ○血液は各3mL 以上</p>	<p>○鼻鏡・鼻腔をアルコール綿花で拭き、なるべく鼻の奥から採材 ○採材後は速やかに冷蔵 ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい ○抗体検査用の後血清は約3週間後に採材</p>
<p style="color: red; text-align: center;">EDTA 血は採血後速やかによく転倒混和し凝固を防ぐ (凝固している場合、採り直しをお願いしますことがあります)</p>				
下痢原因	糞便 血清 全血	直検手袋 採血管(フレン) 採血管(EDTA)	<p>○親指大以上(量は多めに) ○集団発生の場合は複数頭 ○血液は各3mL 以上</p>	<p>○新鮮な材料が望ましい ○採材時期は治療前の発症初期が望ましい</p>
流産原因	胎子 胎盤 母牛血清		<p>○胎子は必ず採材 ○胎盤もなるべく採材 ○集団発生の場合は複数頭</p>	<p>○胎子・胎盤はなるべく新鮮なものが望ましい</p>
疾病原因 (病理組織学的検査)	臓器	10~20%ホルマリン 密閉容器	<p>○病変部を3cm×3cm×3cm大に切り取る(大きい場合、3cm間隔で割を入れる)</p>	<p>○採材後速やかに十分量のホルマリンに浸漬 ○搬入時はホルマリンが漏れないよう包装</p>

2 疾病別

	搬入材料	採材道具	採材量	注意点
牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD・MD)	血清 全血 バルク乳	採血管(フレン) 採血管(EDTA) 密閉できる清潔な容器	<p>○血液は各3mL 以上 ○バルク乳は 10mL 以上</p>	<p>○新鮮なもの ○6ヵ月齢未満の場合は、血清と併せて EDTA 血も必ず送付</p>
牛白血病(発症疑い)	血清 全血	採血管(フレン) 採血管(EDTA)	<p>○各1mL 以上</p>	<p>○新鮮なもの ○採材当日に搬入できない場合は塗抹標本を送付</p>

3 健康検査(移動のための検査など)

- 牛: 登録書の写し(名号、性別、生年月日、個体識別番号が記載されているもの)を添付してください
- 馬: 登録書の写し(名号、性別、生年月日、毛色、特徴が記載されているもの)を添付してください
- 採材年月日、採材した獣医師名、証明書の必要の有無、結果の送付先を依頼書に記載してください
- 移動の場合は、移動予定日も記載してください

	搬入材料	採材道具	採材量	注意点
ヨーネ病	血清	採血管(フレン)	○1mL 以上	○採材時の <u>月齢が6ヵ月以上</u> であることを、必ず確認
ブルセラ病	血清	採血管(フレン)	○1mL 以上	
牛白血病	血清 全血	採血管(フレン) 採血管(EDTA)	○各1mL 以上	○遺伝子検査の場合は EDTA 血が必要

健康検査は、結果判明までには1～2週間程度かかります。
余裕を持って搬入していただきますようお願いします。

着任挨拶



・次長 依田 剛(よだ たけし)

今年4月の異動で次長となりました依田と申します。羊蹄山の麓にある倶知安町から来ました。十勝家畜保健衛生所は6年ぶり3回目の勤務となります。この間に時代は大きく変わり、畜産を取り巻く環境も大きく変化しています。変化に対応し十勝の家畜衛生と畜産に貢献できるよう邁進しますので、どうかよろしく申し上げます。



・西部 BSE 検査室長 石山 敏郎(いしやま としろう)

4月1日付けで留萌家畜保健衛生所から異動してきました石山と申します。勤務場所は新得町にある西部BSE検査室です。十勝は10年ぶり4度目の勤務となります。死亡獣畜処理指示書で以前お世話になった獣医師の方々のお名前を拝見し、大変懐かしく思っております。十勝の畜産振興に少しでも貢献できるよう努力してまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。



・病性鑑定課長 伊藤 満(いとう みつる)

網走家保から病性鑑定課長として赴任してきた伊藤です。十勝家保は、平成21年から25年まで5年間病性鑑定課でお世話になり、2回目の勤務となります。生産者や関係機関のみな様のお力添えをいただきながら、病性鑑定の分野で貢献していきたいと考えています。よろしく申し上げます。



・主査(病性鑑定) 吉田 美葉(よしだ みよう)

このたび、上川家畜保健衛生所から病性鑑定課主査として赴任して来ました吉田美葉です。初任地である十勝での勤務は9年ぶりとなります。病性鑑定をとおして十勝の酪農・畜産に少しでも貢献できるよう努める所存ですので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



・専門員 上垣 華穂(うえがき かほ)

網走家保から参りました上垣華穂と申します。入庁して9年目であるにもかかわらず、国内最大の酪農畜産地帯である十勝のスケールの大きさに日々、まさしく「度肝をぬかれる」毎日です。少しでも早く当地に慣れ、管内の家畜衛生の推進と畜産業の振興に精一杯貢献したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



・専門員 廣川 友弥(ひろかわ ともみ)

1年10ヶ月の産休・育休から復帰し、釧路より転勤してきました。家保経験年数はそれほど長くありませんが、精一杯尽力していく所存ですのでご支援ご協力お願い致します。



・専門員 風間 知里(かざま ちさと)

胆振家保(登別市)から異動してきました風間と申します。十勝は胆振と比べ家畜飼養頭数がとても多く、その違いに戸惑いもありますが、高校卒業までを過ごしたふるさとの畜産に貢献できるよう精一杯頑張りたいです。よろしくお願いいたします。



・獣医師 中村 あすみ(なかむら あすみ)

農林水産省から出向してきました中村あすみと申します。畜産が盛んな十勝で現場に出て働けることを非常にうれしく思います。学ぶ姿勢を大切に、精一杯頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



・獣医師 小柳 優奈(こやなぎ ゆうな)

今年4月から新規採用となりました、小柳優奈と申します。出身地は神奈川県ですが、大学は酪農学園大学でしたので、北海道の気候には慣れていません。初めてのことばかりで不安も多いですが、精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。



・獣医師 長谷川 大輔(はせがわ だいすけ)

4月から勤め始めました長谷川大輔と申します。働き始めて色々大変ですが、とてもやりがいを感じております。また帯広に来たのは初めてで十勝の雄大な自然に圧倒されています。まだまだ様々な点において未熟なので、一生懸命精進していきたいと思っております。

令和2年度 十勝家畜保健衛生所 組織体制

★ 所長 奥村利盛

★ 次長 依田 剛

東部 BSE 検査室	室長 大山 和幸
------------	----------

西部 BSE 検査室	室長 石山 敏郎
	専門員 後藤 潤

指導課	指導課長	藪内 雪香
	専門員	川内 京子
	専門員	風間 知里

予防課	予防課長	梅澤 直孝
	主査(危機管理)	小林 亜由美
	指導専門員	鈴木 哲也
	専門員	吉田 聡子
	専門員	川嶋 千晶
	専門員	廣川 友弥
	獣医師	大西 賢治
	獣医師	中村あすみ
	獣医師	松澤 滋
	獣医師	長谷川 大輔

病性鑑定課	病性鑑定課長	伊藤 満
	主査(病鑑)	吉田 美葉
	指導専門員	宮本 真智子
	専門員	上垣 華穂
	専門員	加藤 千絵子
	獣医師	山本 彩乃
	獣医師	小柳 優奈
	専門員	田子 穰

連絡先

北海道十勝家畜保健衛生所 〒089-1182

帯広市川西町基線 59 番地6

TEL:0155-59-2021 FAX:0155-59-2571

【夜間・休日】TEL:0155-26-9005 (十勝総合振興局)

東部 BSE 検査室

〒089-1372 中札内村元札内東 2 線 51 番地4

TEL:0155-63-6338 FAX:0155-63-6339

西部 BSE 検査室

〒081-0035 新得町字上佐幌西3線49

TEL:0156-64-0050 FAX:0156-64-0051

